

規制の事前評価書

政策の名称	個人向け店頭バイナリーオプション取引に関する規制	
担当部署	金融庁総務企画局市場課	電話番号: 03-3506-6000(内線3607) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成25年5月14日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】</p> <p>金融商品取引業者等が取り扱っている通貨を原資産とする個人向け店頭バイナリーオプション取引には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「円高か」「円安か」といった騰落を予想するだけであること ・5分、10分といった短時間で結果が出ること(1日に100回以上も繰り返し取引が可能であること) <p>等について、賭博性が高く、商品性に問題がある等の指摘がある。</p> <p>また、現行、オプション取引の取引期間等に係る具体的な規制は特段設けられていない。</p> <p>このような賭博性が高い取引が行われていることは、公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがある。</p> <p>(注)バイナリーオプション取引:オプション取引のうち、権利行使価格(権利を行使する場合の金融指標としてあらかじめ約定する数値)と現に権利を行使した時期における現実の金融指標の数値の差に基づいて算出される一定額の金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を付与するもの等。</p> <p>(参考)個人向け店頭バイナリーオプション取引に関しては、一般社団法人金融先物取引業協会が、通貨を原資産とする取引について、本年4月24日に、通貨(通貨指標)を原資産とする個人向け店頭バイナリーオプション取引にかかる自主規制の在り方(最終報告)を公表しており、この中で、個人向け店頭バイナリーオプション取引の取引期間その他取引の内容(商品性)について自主規制を設けることに関し、「こうした商品性にかかる自主規制については、金融商品取引法令の枠組みの下で、具体的な取扱方法を規定するものとなるよう、金融商品取引法令の手当てを含めた整備をすることを要望する」とされている。なお、最終報告では、取引期間について、十分な期間(当面の間、2時間以上)を設定すること等を自主規制として定めるとされている。</p> <p>【目的及び必要性】</p> <p>上記問題に対応するため、上記のような取引について、公益及び投資者保護の観点から、適切な規制の枠組みの構築を図る必要がある。</p> <p>【内容】</p> <p>個人向けの店頭バイナリーオプション取引(通貨のほか、有価証券や金利等、原資産を限定しない。)について、金融商品取引業者等に対し、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 顧客に対し、権利行使価格を事前に提示すること ② 顧客が、公正な価格で、かつ、投資判断に基づいて、取引を行うために必要かつ適切な取引期間・期限とすることを義務付ける。 <p>法令の名称・関連条項とその内容</p> <p>金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4及び第6項</p>	
想定される代替案	個人向けの通貨を原資産とする店頭バイナリーオプション取引について、金融商品取引業者等に対し、上記の①及び②を義務付ける。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	個人向けの店頭バイナリーオプション取引を扱う金融商品取引業者等において、規制に対応するための取引の仕組みの見直し、システム対応等に係る費用が発生する。	個人向けの通貨を原資産とする店頭バイナリーオプション取引を扱う金融商品取引業者等において、規制に対応するための取引の仕組みの見直し、システム対応等に係る費用が発生する。
(行政費用)	行政庁(国)において、個人向けの店頭バイナリーオプション取引を扱う金融商品取引業者等における規制の遵守状況を確認するための検査・監督業務に伴う費用が発生する。	行政庁(国)において、個人向けの通貨を原資産とする店頭バイナリーオプション取引を扱う金融商品取引業者等における規制の遵守状況を確認するための検査・監督業務に伴う費用が発生する。
(その他の社会的費用)	新たな費用は発生しない。	金融商品取引業者等が通貨以外の原資産を用いることにより、賭博性が高く、商品性に問題がある取引が可能となり、公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	個人向けの店頭バイナリーオプション取引が適切な規制の枠組みの下で行われるようになることから、顧客(個人)が賭博性が高く、商品性に問題がある取引を行うことを防止することができる。	個人向けの通貨を原資産とする店頭バイナリーオプション取引が適切な規制の枠組みの下で行われるようになることから、顧客(個人)が賭博性が高く、商品性に問題がある取引を行うことを一定程度防止することができる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1)費用と便益の関係の分析</p> <p>本案では、遵守費用及び行政費用が新たに発生することになる。</p> <p>一方、本案による顧客(個人)が賭博性が高く、商品性に問題がある取引を行うことを防止するという便益は、公益及び投資者保護に資するものであり、そのプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられる。</p> <p>(2)代替案との比較</p> <p>代替案では、遵守費用及び行政費用について本案より優位性があるものの、便益は本案と比較して限定的であり、また、金融商品取引業者等が通貨以外の原資産を用いた場合には、顧客(個人)が賭博性が高く、商品性に問題がある取引を行うことを防止することができず、公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるという多大な社会的費用が発生するおそれがある。</p> <p>上記を勘案すれば、本案が適当であると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	特になし	
レビューを行う時期又は条件	改正後の規定の実施状況について検討を加え、公益又は投資者保護の観点から必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		